

○令和四年／デジタル庁／総務省／告示第十九号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報）

（令和四年十二月二十七日）

（／デジタル庁／総務省／告示第十九号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第五十九条の四の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一 令和四年度北海道砂川市高齢者世帯等冬季臨時福祉給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度砂川市一般会計補正予算における、北海道砂川市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報）をいう。以下同じ。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法	令和四年度北海道砂川市高齢者世帯等冬季臨時福祉給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する

<p>律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、令和二年度特別定額給付金等関係情報（令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号。以下「口座登録法」という。）第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項をいう。以下同じ。）、令和三年度子育て世帯への臨時特別給付（補正予算（第一号）分）（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度の一般会計補正予算（第一号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフ</p>	る情報
---	-----

<p>ティネット強化交付金を財源として支給される給付金であつて、都道府県又は市町村から、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるものをいう。以下同じ。)の支給に関する情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として支給される給付金であつて、市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。以下同じ。)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	
<p>二 令和四年度青森県五所川原市高齢世帯応援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度五所川原市一般会計補正予算における、青森県五所川原市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(生活保護関係情報、令和二年度特別定額給付金等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度青森県五所川原市高齢世帯応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>三 令和四年度群馬県吉岡町子育て世帯への臨時特別給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度吉岡町一般会計補正予算における、群馬県吉岡町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、児童手当関係情報(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。))及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度群馬県吉岡町子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>四 令和四年度埼玉県八潮市物価高騰対策子育て支援臨時特別</p>	<p>令和四年度埼玉県八潮市物</p>

<p>給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八潮市一般会計補正予算における、埼玉県八潮市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（生活保護関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び八潮市子ども医療費支給に関する条例（昭和四十八年八潮市条例第二十五号）による受給資格の登録に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>価高騰対策子育て支援臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>五 令和四年度埼玉県三郷市生活支援臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度三郷市一般会計補正予算における、埼玉県三郷市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、令和二年度特別定額給付金等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度埼玉県三郷市生活支援臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>六 令和四年度千葉県鎌ヶ谷市高齢者物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算における、千葉県鎌ヶ谷市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度の一般会計補正予算（第一号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付金であって、市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。）の支給に関する情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度千葉県鎌ヶ谷市高齢者物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>七 令和四年度東京都おこめクーポン（原油価格や物価高騰等</p>	<p>令和四年度東京都おこめク</p>

<p>の影響に鑑み、令和四年度東京都一般会計補正予算における、東京都から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>一ポンの支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税に関する情報</p>
<p>八 令和四年度東京都昭島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別追加給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度昭島市一般会計補正予算における、東京都昭島市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度東京都昭島市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別追加給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>九 令和四年度京都府長岡京市くらし支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度長岡京市一般会計補正予算における、京都府長岡京市から、低所得者世帯を除く世帯及び子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、令和二年度特別定額給付金等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度子育て世帯への臨時特別給付(補正予算(第一号)分)の支給に関する情報、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度京都府長岡京市くらし支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>十 令和四年度兵庫県加西市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度加西市一般会計補正予算における、兵庫県加西市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置</p>	<p>令和四年度兵庫県加西市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税</p>

<p>の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>十一 令和四年度香川県子育て世帯生活支援特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度香川県一般会計補正予算における子育て世帯生活支援特別給付金支給事業補助金を財源として支給される給付金であって、香川県内の市町村から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度香川県子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>十二 令和四年度福岡県直方市高齢者物価高騰等緊急支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度直方市一般会計補正予算における、福岡県直方市から、高齢者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（令和二年度特別定額給付金等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報及び令和四年度福岡県直方市原油価格・物価高騰等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度直方市一般会計補正予算における、福岡県直方市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度福岡県直方市高齢者物価高騰等緊急支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>十三 令和四年度福岡県直方市乳幼児紙おむつ等物価高騰対策補助金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度直方市一般会計補正予算における、福岡県直方市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童手当関係情報及び</p>	<p>令和四年度福岡県直方市乳幼児紙おむつ等物価高騰対策補助金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座</p>

<p>公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。)の管理に関する事務</p>	<p>登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>十四 令和四年度福岡県古賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度古賀市一般会計補正予算における、福岡県古賀市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、令和二年度特別定額給付金等関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和三年度子育て世帯への臨時特別給付（補正予算（第一号）分）の支給に関する情報、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度福岡県古賀市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>十五 令和四年度熊本県菊陽町物価高騰対策に係る省エネ家電製品購入促進補助金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度菊陽町一般会計補正予算における、熊本県菊陽町から、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付を受けた公的給付支給等口座登録者（口座登録法第三条第四項に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。）に支給される給付金をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（個人番号カード関係情報（番号利用法による個人番号カードの交付に関する情報をいう。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。）の管理に関する事務</p>	<p>令和四年度熊本県菊陽町物価高騰対策に係る省エネ家電製品購入促進補助金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報</p>
<p>十六 令和四年度大分県日田市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度日田市一般会計補正予算における、大分県日田市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以</p>	<p>令和四年度大分県日田市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援金の支給要件の該当性を判定する必</p>

下同じ。)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報及び公的給付支給等口座登録簿関係情報を含む。)の管理に関する事務	要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
--	---------------------------------------

附 則

この告示は、公布の日から適用する。